

一発合格のための勉強方法と絶対必須の辰巳模試

69期弁護士 川崎 公司

第1. LS 入学前及びLS 在学中の法律学習状況

1. LS 入学前
2. LS 在学中（入学から3年12月まで）
3. LS3年の1月における自身の学習状況
4. 到達していたレベル、課題として認識していたこと

第2. 1月からの試験対策

1. 勉強方針、計画案

- (1) スタ論第2クール（福田クラス、お勧め）を受講。
得意科目の論文対策はやらない。
- (2) 苦手科目に集中特化。
 - ①問題集（調べもの用の基本書一冊及び判例百選（これらは通読×））
 - ②まとめ本は趣旨規範 HB。
【重要】他の問題集はあえて見ないようにする。

2. やって良かったこと

- ・スタ論の受講。ペースメーカー。（次のスタ論までに趣旨規範 HB と問題集を回す）
- ・絶対に手を広げないこと。（最重要）&付箋の使用（むしろ情報を絞る）
- ・全国模擬試験の受講（受験生の義務、かなり当たる。本試験会場と同じ安心感）
- ・大学院で週に一回、時間を図って過去問を解く。

3. 無駄だったこと

- ・焦っているんな本を直前に買い込んだ（重判、試験委員だった先生の教科書等）

4. 勉強計画の進捗

- ・スタ論、全国模試をペースメーカー。弱点を認識→4月に克服。

第3. お勧めの教材（既に他のものに手を付けている人は手を出さない、何やっても同じ）

- ・憲法…司法試験の過去問（木村先生 LIVE 本、論文全過去問集（第2版）（以下他の科目も同じため略））
福田クラスの総論レジュメ
- ・民法…入門民法（全）+趣旨規範 HB+短答過去問+司法試験過去問（H22くらいからH26）、（旧司の過去問（H15-H22）と予備試過去問の問題と答え）
- ・刑法…大塚先生ロースクール刑法（+LSの大塚先生の講義レジュメ）+予備校の論証集
趣旨規範 HB+過去問7年程度（LIVE 本）
- ・刑訴…古江先生事例演習+予備校の論証集+趣旨規範 HB+過去問（LIVE 本）+百選

- ・民訴…「解析民訴」で旧司の問題の答えみる

旧司の過去問の答案が載っている論文問題集

和田「基礎からわかる民事訴訟法」を読む（管轄とか出ないところは読み飛ばす）

百選をアペンディクスも含め読む（和田本で詳しく解説されてる部分のみ）

趣旨規範 HB+過去問（論文全過去問集（第2版））

- ・会社法…事例演習（第一部）+趣旨規範 HB+過去問（LIVE 本）

- ・行政法…基本行政法（HB 代わり）+司法試験過去問 5 年分

- ・国際私法…「一冊だけ国際私法」+松岡「国際私法」+横山「国際私法」

（趣旨規範 HB は過去問該当部分と★マークだけ。★書いてないのは知らなくてよい）

第4. 司法試験とは

1. 司法試験では何が求められているか（私の合格の決め手）

- ・優先順位の高い順からやる能力（時間から考える）出なさそうなところはやらない。
出た場合、現場で必死に考えて、それっぽく書く。⇔完璧主義×××
- ・捨てる勇氣（類似問題集 3 冊とか肢別本と短答パーフェクト両方やるとか×）
- ・時間内に書き切る能力（簡単な問題からやる。途中で斜線）→答練で鍛える
- ・三段論法（条文→趣旨→規範→あてはめ（たしかに反対事情引用→評価、しかし自分に有利な事情引用→評価）→結論（よって））→未知の問題ほど崩さない。
- ・現場でのでっちあげ（下位規範は逆算して）
- ・短答は肢別本使ってる人はそのまま行く、自分は短答パーフェクト 60%以上のみ
- ・問題文の事情を使って、評価する（特に反対事情を使う、事実の引用と評価（連想ゲーム・形容詞で置き換え））

（例）私の刑法の再現答案（H27 司法試験）から抜粋 下線部が引用、波線が評価

上記行為は強盗罪(236条1項)にいう「暴行」にあたるか。

ここで、強盗罪にいう「暴行」とは相手方の反抗を抑圧する程度の有形力の行使をいう。

（←暗記（趣旨規範 HB など））そして、そのためには、①加害者と被害者の体格差、年齢、②攻撃の態様等、諸般の事情を考慮して、客観的に決すべきである。←事実から逆算し、現場で下位規範をでっちあげる。

本件では、①確かに甲が75キロ、Cは65キロと10キロもの体重に差がある。しかし、甲が53歳なのに対し、Cは35歳と若く、体力的に優位である。また、Cが175cm、甲の身長170cmと身長もCが5cm高い。以上から、体格的にはCは甲に引けを取らず、またCの方が年齢が若い分だけ体力的に優れている。

次に、甲はCのかばんの持ち手を手でつかんで引っ張って取り上げただけで、Cの体に直接接触したわけでもないし、嫌がるCを引っ張ったなどの事情もない。

以上の事情を総合的に勘案すると、加害者と被害者の体格差はなく、②攻撃の態様は執拗なものではないため、客観的にみてCの反抗を抑圧する程度の有形力の行使とはいえない。

したがって、強盗罪にいう「暴行」にあらず、甲はCの意思に反してかばんを「窃取」したことになるから、以下窃盗罪(235条)の残りの要件を検討する。

2. 論文攻略の仕方

・コツは、過去問も含めて自力で一切問題を解いてはならないこと (すぐ答え読む)。

- ①問題集の問題を読む。→5分くらい考える(司法試験過去問の場合、もっと時間かかるが、図を書いたり分析)
- ②模範解答(LIVE本や上位答案、問題集の解答)をすぐ見る。
- ③ 解答を読んで、意味が分かるかチェック。
- ④理解できない部分につき、判例、教科書に戻る。
- ⑤自分で同じような論理を組み立てられるかチェック。(完璧でなくてよい、何回も繰り返すうちにわかってくる)(以下は司法試験過去問のみ、旧司や予備や問題集ではやらない)
- ⑥2時間時間を計って書いてみる。(答案構成40分、答案作成1時間20分)
- ⑦合格者に見てもらおう。もしくは、添削に出す。
- ⑧上記⑦と並行して、趣旨、採点実感をみて自己添削する。(特に3年分の趣旨、採点実感)

3. おすすめ暗記方法

- ・キーワードのみ。具体的例で考える。
- ・その場で10回言えたら、忘れてよい。まとめ本にメモ。
- ・その場で覚えようとしがない人がいるが、論外。一生覚えられない。
- ・直前期には、まとめ本を見返し、覚えなおす。完璧に覚えられないものは無視する。なんとなくでよいことを理解する。百選の規範完全再現など土台不可能(不要)。

★会社法でよく使う場合の論証

「重要な財産の処分」に該当するかは、当該財産の価額、会社の総資産に占める割合、保有目的、処分の態様、会社における従来の取り扱い等の事情を総合的に考慮して判断すべきである。重要な財産の処分取締役会決議が必要とされているのは、会社の財産状態に大きな影響を与えるからである。そして、会社の財産状態にどの程度の影響を及ぼすかは、会社の規模によって異なるため、個別の判断が必要である。

→こんな文章覚えられないわけない。

- ① まず、暗記対象を決める。
- ② 財産の価額、総資産、保有目的、処分の態様、従来の取り扱い。5個だけチェック。
- ③ これらの意味をイメージ。

- ・自分が自営業を経営。具体的に店を想起。スナック(突飛なイメージで記憶)
- ・スナックAが、保有する店のカラオケの機械を売ったら重要な財産の処分になるか。そのカラオケ機械がいくら?(300万円くらい)⇒**財産の価額** そもそも店Aの総資産ってどれくらいかな。総資産が500万円だったら大きいな、総資産3億円なら、大したことないな⇒**総資産※に占める割合**。スナックにカラオケ機器って大事なツールだ。⇒**保有目的** 売却したら、もう店に戻ってこないから、大変だけど、隣の店に一月貸すだけなら、戻ってくるからAに与える影響は大したことないな⇒**処分の態様** 前の経営者(父親)は、どうしてたっけ??⇒**従来の取り扱い**
- ・規範の理由は、店の規模によって、その機械が重要か異なるなって思えば、個別的に判断するのは当然だと理解できる(自ら納得する)(※総資産とかはググること)

4. ヤマあて

- ・予備校がヤマを張っているので答練の復習（復習の仕方は、優秀答案を読むのみ）
 - ・受験新報5月号を読む（試験委員特集）。結構当たる（民法は範囲広く無理）。
 - ・予備試験 H28 から全て、旧司法試験過去問を H22 から H14 まで※問題と答案を読む（ぶんせき本やスタンダード 100 や辰巳の予備試験 A 答案集）。
- （解く時間はないと思う。問題と答案を一気読み。）（※H18 位まで読めれば十分と割り切る（時間優先））

第5. 受験生へのエール

- ・焦ってる人へ。あれこれ手を出さない。焦っているときこそ、基本に忠実に。問題集一冊と過去問5年分、模擬試験の復習をやって、まとめ本を何回か回せば十分と割り切る。他にやりたい問題集や判例の読み込み、基本書読みは試験後の楽しみにとっておく。
- ・成績が伸びない人へ。原因を探る。必ず直前まで伸びる（得意科目は時間を短く。弱点、苦手科目のみ大胆に時間を使う）
- ・自分に自信を持って。（日本で一番の難関試験に挑戦している受験生は皆とても優秀）
- ・精神的にタフに！！落ちても死ぬわけではない、何度でも挑戦可能、予備試験もある。5振したら働きながらやればいい。社会人やると、ノウハウも付く。周囲でも、諦めなかった人は皆受かっている。修習同期で社会人終えた後、一念発起して68歳で受かった人もいる（LSの友人は大事に！情報交換）。
- ・勉強の範囲を絞ること。判例は百選レベルからしか出ない（百選以外から出ても現場で考えれば解けるようになっている。百選ですら全部やる必要はない。時間もない。重要な判例は定評ある問題集で必ず扱っている。過去問と問題集と答練を検討することで必要な百選の知識は身につく）